

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和２年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1	風水害等対策編 震災対策編 津波対策編			コロナ対策の挿入について、中身はなく、形式的に過ぎます。具体策を記述することが必要です。	地域防災計画は、基本的事項及び基本的大綱等を示したものです。 新型コロナウイルスに係る対応について、具体的には「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」及び「指定避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」等、個別のマニュアル等に記載しています。
2	風水害等対策編			九州・球磨川豪雨における被害を、取り上げ対策の中で方針を取り上げるべきと考える。	令和２年７月豪雨を踏まえ取組が必要とされたコロナ禍の避難のあり方や避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について、今年度の修正に盛り込みました。 今後についても、国の防災基本計画や三重県の地域防災計画の修正内容も踏まえつつ、遅滞なく修正を行ってまいります。
3	風水害等対策編 震災対策編 津波対策編			津波の対策は、震災編の延長程度の内容である。液化対策、原発事故の手案はなし。	液化化対策については、風水害等対策編（Ｐ２７）、震災対策編（Ｐ２７、Ｐ３４、Ｐ３５）、津波対策編（Ｐ７）に記載されていることから、現行のとおりとします。 原発事故について、風水害等対策編及び震災対策編に情報収集体制の整備について記載しています。また、避難計画については、原子力発電所からおおむね半径３０ｋｍの範囲について策定することになっていますが、三重県地域防災計画にも記載のとおり、本市はその範囲に入っておりません。 原発事故が発生した際には、三重県との連絡を密にし、連携した対応を行う必要があることから、現行のとおりとします。